

引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源交付金）が充てられる

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(歳入)
地方消費税交付金（社会保障財源交付金） 1,130,000 千円
(歳出)
社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 14,165,906 千円

○引上げ分の地方消費税収は「消費税法第1条第2項に規定する経費（社会保障4経費）その他社会保障施策に要する経費」に充てるものである。

○社会保障施策に要する経費とは制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費であり、「社会福祉」「社会保険」「保健衛生」のいずれかに関する経費である。

○事務費、事務職員の人件費（サービスに直接従事しない職員分）等には充当しない。

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

事業名	経費	財 源 内 訳					
		特 定 財 源			一 般 財 源		
		国（県）支出金	市 債	そ の 他	引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源交付金）	そ の 他	
社会福祉	社会福祉事業	163,686	36,706		6,684	22,581	97,715
	児童福祉事業	5,408,428	3,972,093	800	104,279	249,895	1,081,361
	母子福祉事業	636,331	239,158	19,900	30,335	65,126	281,812
	高齢者福祉事業	234,552	1,626		103,104	24,369	105,453
	障害者福祉事業	2,697,334	1,886,494		43,711	143,999	623,130
	生活保護事業	1,145,236	848,603		1,000	55,495	240,138
	小 計	10,285,567	6,984,680	20,700	289,113	561,465	2,429,609
社会保険	国民健康保険事業	660,772	324,288			63,163	273,321
	高齢者医療事業	1,016,258	142,139		810	163,932	709,377
	介護保険事業	1,093,305	43,000			197,157	853,148
	年金事業	395	395				
	小 計	2,770,730	509,822		810	424,252	1,835,846
保健衛生	医療対策事業	439,540	2,804		231,225	38,577	166,934
	予防対策事業	585,548	10,778		29,728	102,312	442,730
	保健指導事業	84,521	3,149		63,294	3,394	14,684
	小 計	1,109,609	16,731		324,247	144,283	624,348
合 計	14,165,906	7,511,233	20,700	614,170	1,130,000	4,889,803	